

福祉医療受給者の皆さまへ

福祉医療費助成制度（子ども・障害者・精神障害者・母子家庭等・後期高齢者）は、医療機関などを受診した際に、保険適用診療費の自己負担分を高浜市が助成するものです。受給者証の使用にあたっては、次の事項に注意して正しくお使いください。

受給者証をかならず提示してください

県内の医療機関などを受診するときは、窓口で受給者証を提示してください。保険診療にかかる自己負担分の窓口での支払いが不要になります。継続して受診する場合も、月の初めには、再度提示してください。



保険資格の変更、住所の変更などはかならず届け出てください

受給者本人や受給者を扶養している方が、会社などに就職・退職・転職などをされ、加入している健康保険が変わった場合は、かならず変更の届け出を行ってください。

また、住所の変更や障害者手帳などの等級変更など、当初、届け出た情報に変更があった場合も、届け出が必要です。

各種手帳や自立支援医療受給者証の有効期限にご注意ください

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証などをお持ちの方は、手帳などの有効期限に合わせて、受給者証も有効期限となります。

受給者証の有効期限を迎える前に、手帳などの更新を済ませたうえで、受給者証の更新手続きを行ってください。手帳などを更新しただけでは、受給者証の更新はできません。

県外で医療機関等を受診したら…？

受給者証が使用できるのは県内のみです。県外の医療機関などを受診した場合は、受診した翌月以降に、次のとおり医療費の支給申請を行ってください。

1) 保険証などを提示し、自己負担分を一旦支払って領収書を受け取ってください。
(領収書には①受診者名、②診療日、③医療機関名、④診療点数の記載が必要です)

2) 市役所1階4番窓口へ、次の①～⑥をお持ちのうえ、申請をしてください。

①領収書、②保険資格のわかるもの*、③福祉医療の受給者証、④本人または保護者名義の通帳、⑤保険者からの支給決定通知書（高額療養費に該当する場合）、⑥限度額適用認定証など自己負担限度額がわかるもの（高額療養費の支給がない場合）

※ 健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナンバーカードのいずれか

裏面もご覧ください

入院などで医療費が高額になったら…？

受給者証を提示して医療機関などを受診し、自己負担分（高浜市負担分）が高額療養費に該当する時は、後日、被保険者の方へ申請書を送付します。
記入・押印いただき、市役所へ返送してください。

返送いただいた申請書は、高浜市から加入中の健康保険組合などへ送付します。これは、本来健康保険組合などが負担する医療費を、高浜市へ返還していただくためのものですので、かならず返送をお願いします。

*高額療養費とは…保険診療分の自己負担額（3割※未就学児は2割）が同一月・同一保険で限度額を超えた場合、超えた分が、保険者（健康保険組合・協会けんぽなど）から払い戻されます。



交通事故など第三者によるけがをしたら市役所へ届け出てください

交通事故などによるけがも、受給者証を提示して治療を受けることができますが、加入中の健康保険組合などと市役所へ届け出が必要です。

交通事故などにより、被害者が受給者証を提示して治療を受けた場合、加害者が支払うべき医療費を市役所が一時的に立て替えるため、後から加害者に対し、立て替えた額を請求することとなります。

母子家庭等医療費助成の受給資格要件について

母子家庭等医療費助成は、定められた所得基準によって受給資格の判定を行います。前年の所得申告がされていないと、更新のための判定ができず、受給資格を喪失することになりますので、かならず所得申告を行ってください。（所得がなくても、申告は必要です）

また、ひとり親家庭への助成制度であるため、婚姻していなくても、事実婚などは対象外になります。認定時と状況が変わる場合は速やかにお申し出ください。

【障害者／精神障害者(全疾病)／母子家庭等 の医療費受給者証をお持ちの方へ】

保険診療の医療費は、ご加入の保険者が7割を負担し、残りの自己負担分3割を高浜市が負担・助成しています。

ご加入の保険者と、医療費の負担に関わる調整が必要になる場合がありますので、かならずご加入の健康保険組合などへ福祉医療の受給者である旨を届け出てください。

また、受給資格を喪失した場合も、届け出が必要です。



受給資格がなくなったあとに誤って受給者証を使用した場合は、助成した医療費を返還いただきます。
受給者証の正しい利用にご協力をお願いします。